

4 基盤整備		
中柱	小柱・施策	ページ
(1) 包括的な連携協力体制の整備	ア 包括的な連携協力体制の構築	105
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	106
	○県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）	106
	○市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携（再掲）	106
(2) 人材の確保	ア 人材の確保	107
	○支援者向け研修（再掲）	107
	○地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施（再掲）	108
	○依存症医療研修（再掲）	108
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	108
(3) 調査研究の推進等	ア 調査研究の推進等	109
	○国が実施する依存症実態調査を踏まえた取組	110
	○実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討（再掲）	110

(1) 包括的な連携協力体制の整備

ア 包括的な連携協力体制の構築

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。

- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会
(市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等により構成)
- ・ 依存症治療拠点機関等連携会議
(依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- ・ 依存症相談拠点機関連携会議
(県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ 地域依存症対策担当者会議
(県精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び保健所により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議
(消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)
- ・ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議
(市町村自殺・依存症対策主管課、保健福祉事務所・センターにより構成)

【課題】

- ・ 地域の関係機関の連携や総合病院での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な支援に確実に結びつけることが重要です。
- ・ 行政、事業者、治療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等が連携し、ギャンブル等依存症の発症防止から相談・回復支援までの構築を進める必要があります。
- ・ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の依存症と密接な関係があり、依存症の背景となっている問題に関する施策とも連携を図ることが重要です。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症については、複数の依存が合併している可能性や、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題の背景にギャンブル等依存症を抱えている可能性があります。

【施策】

◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討・連携（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

◇ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）

市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、本人やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう検討し、取組につなげます。

◇ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携（再掲）

本県における総合的な自殺対策及び依存症対策を推進するため、県と管内市町村及び関係団体等との連携・情報共有を図ります。

(2) 人材の確保

ア 人材の確保

【現状】

- ・ 依存症治療拠点機関・依存症相談拠点機関により、ギャンブル等依存症の相談員や医療従事者等に対して、研修を行っています。

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症の背景には様々な問題があり、関係する相談機関も多岐に渡ることから、それぞれの関係機関の相談員等がギャンブル等依存症について正しく理解し、適切な支援につなげることが早期発見には、重要であり、そのためには関係機関の相談員等に研修を行い、それぞれの立場における支援者となっていただく必要があります。
- ・ また、ギャンブル等依存症である方に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、適切な支援につなげる必要があります。
- ・ さらに、医療や相談支援等、関連する業務に従事する人材の確保、養成及び資質の向上のために取り組む必要があります。

【施策】

◇ 支援者向け研修（再掲）

依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした、対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。

◇ 地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施（再掲）

依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員（市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員）を対象とした研修を実施します。

その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。

◇ 依存症医療研修（再掲）

依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。

◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

(3) 調査研究の推進等

ア 調査研究の推進等

【現状】

- ・ 国は、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため、3年ごとに必要な調査を行うこととしており、平成29(2017)年度に実態調査を実施しており、令和2(2020)年度には、ギャンブル等依存症と多重債務、貧困、自殺、犯罪などの関連する社会問題も含めた実態調査を実施しています。
- ・ 県では県内のギャンブル等依存症の実態を把握し、今後の本県におけるギャンブル等依存症対策の参考とするため、令和元(2019)年度に「娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。
- ・ また、本県の依存症に係る医療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等の活動の実態や課題等、現状の把握を行うため、令和2(2020)年度に「依存症に係る社会資源実態調査」を実施するとともに、毎年度「県民ニーズ調査」にて依存症に対するイメージや相談場所に関する理解度を測っています。

【課題】

- ・ 本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間としています。国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査結果や、本県のギャンブル等依存症対策の効果に対する検証を踏まえ、少なくとも3年ごとに、必要があると認めるときは、県計画に検討を加え、見直す必要があります。
- ・ 「依存症に係る社会資源実態調査」において、自助グループや回復支援施設等について、普及啓発、運営上の課題や必要とされる支援等が把握されました。

【施策】

◇ 国が実施する依存症実態調査を踏まえた取組

国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえ、本県におけるギャンブル等依存症の実態把握や調査研究を推進し、依存症対策の効果的な取組を図ります。

◇ 実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討（再掲）

令和2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえて、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。